

赤穂市地域防災計画改定業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、赤穂市（以下、「発注者」という。）が受託者（以下、「受注者」という。）へ委託する「赤穂市地域防災計画改定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 目的

本業務は、「赤穂市地域防災計画」について、現行計画策定以降（令和元年度改定）の関係法令の改正及び国の防災基本計画や兵庫県地域防災計画との整合を図り、赤穂市地域防災計画を改定することを目的とする。

第3条 業務対象区域

本業務の業務対象区域は赤穂市全域とする。

第4条 準拠法令及び関連資料

本業務にあたっては、本仕様書によるほか下記の関係法令や関連資料等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 都市計画法
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (8) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (9) 防災基本計画
- (10) 兵庫県地域防災計画
- (11) 赤穂市地域防災計画
- (12) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）
- (13) 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（令和6年12月/内閣府）
- (14) 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月/内閣府）
- (15) その他関係法令および通達等

第5条 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第6条 管理技術者

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、本業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）の有資格者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳ができれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者は、発注者が指示する関連のある業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第7条 担当技術者

受注者は、本業務における担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は、技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の有資格者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳ができれば可）でなければならない。
- 4 上記については、1名以上が要件を満たすものとする。
- 5 担当技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第8条 照査技術者

受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 照査技術者は、契約図書等に基づき、本業務に関する照査を行うものとする。
- 3 照査技術者は、技術士（河川、砂防及び海岸、海洋）かつ（公財）日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の有資格者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳ができれば可）でなければならない。

第9条 損害の賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第10条 提出書類

本業務を実施するにあたり受注者は、下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (5) 担当技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (6) 照査技術者届及び経歴書（資格証明書含む）

- (7) JISQ 9001（品質マネジメントシステム）登録証明書
- (8) JISQ 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はJISQ 15001（プライバシーマーク）登録証明書
- (9) その他発注者が必要と認める書類

第11条 貸与資料

受注者は、発注者から貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

- 2 受注者は、発注者において守秘義務が必要な資料等については複写してはならない。

第12条 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、本業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはその限りではない。
- 3 受注者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、下記のいずれかの資格を有し、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。そのため、受注者は本業務における当該管理体制について業務着手時に提出する実施計画書に示し発注者の承認を得るものとする。
 - (1) JISQ 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - (2) JISQ 15001（プライバシーマーク（Pマーク））
- 4 また、受注者は上記認証の証として審査登録されている証明書を契約時に発注者に提出し、承認を得るものとする。

第13条 品質管理

受注者は、本業務を履行する上で、品質管理の向上を講じる必要があるため、JISQ 9001（品質マネジメントシステム）に準拠した体制を担保し、業務を遂行しなければならない。

- 2 また、受注者は上記認証の証として審査登録されている証明書を契約時に発注者に提出し、承認を得るものとする。

第14条 検査

受注者は、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、発注者に提出していなければならない。

- 2 発注者は、本業務の検査に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。
- 3 発注者は、管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 本業務成果品の検査
 - (2) 本業務管理状況の検査
- 4 本業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行うものとする。

第15条 修補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとし、受注者はその指示に従うものとする。

第16条 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

第17条 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に使用、流用してはならない。

第18条 損害の賠償

本業務中に受注者が発注者および第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況並びに内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

第19条 疑義

本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第20条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日とする。

第2章 業務概要

第21条 業務概要

本業務の業務概要は下記のとおりとする。

(1) 計画準備	1式
(2) 資料収集・整理	1式
(3) 改定方針の検討	1式
(4) 地域防災計画（改定素案）の作成	1式
(5) 防災会議運営支援	1式
(6) パブリック・コメントの実施支援	1式
(7) 地域防災計画（改定案）の作成	1式
(8) 業務報告書作成	1式
(9) 打合せ協議	1式

第3章 業務内容

第22条 計画準備

本業務を遂行するにあたり、本市地域防災計画、国及び兵庫県の関係法令や防災関連計画等を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務の計画準備を行うものとする。

第23条 資料収集・整理

令和6年に発生した能登半島地震をはじめとした近年の大規模災害に係る教訓等の情報を収集整理するとともに、国や兵庫県における災害に対する上位計画及び発注者の既往計画等について把握するものとする。本業務遂行に必要な資料を収集するとともに、関連法令、兵庫県や発注者の防災関連計画を参照し、地域防災計画に関する事項について整理するものとする。

第24条 改定方針の検討

前回の地域防災計画改定以降、関係法令等の改正を踏まえ、見直すべき事項を把握するとともに、計画の改定方針を検討するものとする。特に、以下の事項を踏まえた計画案となるよう留意するものとする。

- (1) 新たに制定・改正された法律等との整合
 - ①災害対策基本法の一部改正によるもの
 - ②防災基本計画の一部改正によるもの
 - ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正によるもの
 - ④水防法の一部改正によるもの
 - ⑤災害救助法の一部改正によるもの
 - ⑥原子力災害対策指針の改正によるもの
 - ⑦避難情報に関するガイドラインの改定によるもの
 - ⑧大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインの改定によるもの
 - ⑨避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定によるもの
 - ⑩男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の策定によるもの
 - ⑪避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定について
 - ⑫避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインの改定によるもの
 - ⑬福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定によるもの
 - ⑭避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインの改定によるもの
 - ⑮関西広域連合による「関西防災・減災プラン」の改定によるもの
 - ⑯その他地域防災計画の改定に関わる法律
- (2) 兵庫県地域防災計画との整合
 - ①兵庫県地域防災計画（最新版）との整合によるもの
- (3) 新組織に対応した事務分掌との整合
 - ①処理すべき事務及び事務分掌等の変更によるもの
 - ②字句、数値等の修正によるもの
 - ③人口、世帯数等統計に係る数値の時点修正

第25条 地域防災計画（改定素案）の作成

地域防災計画改定方針の設定を踏まえ、以下の項目について検討するものとする。

(1) 総則

①地域防災計画の目的、目標、構成等を明確にし、市の自然条件、社会条件、災害の想定、業務の大綱等を記述するものとする。

(2) 災害予防計画

①災害の予防や災害発生後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、各種災害に備えた防災活動全般について定めるものとする。

(3) 風水害・地震災害・大規模事故災害応急対策計画

①災害が発生し、又はそのおそれがある場合の警戒時の活動体制、災害発生後の災害応急対策活動及び地震、大規模事故発生後の応急対策活動等を中心に、市及び関係機関が行うべき応急対策を定めるものとする。

(4) 災害復旧・災害復興計画

①災害応急対策以降において、住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組み及び復興の基本方針等を定めるものとする。

(5) 南海トラフ地震防災対策推進計画

①南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定）に基づき、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進計画を定めるものとする。

2 また、受注者は改定素案作成に伴い、資料編の修正も行うものとし、発注者の修正指示に基づいて行うものとする。

第26条 防災会議運営支援

受注者は、防災会議（2回開催）に出席（オンライン不可）し、会議資料および議事録の作成支援を行うものとする。

第27条 パブリック・コメントの実施支援

改定素案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行うものとする。

第27条 地域防災計画（改定案）の作成

地域防災計画改定案について、発注者による庁内調整、防災会議等の指摘事項を踏まえ、改定素案を修正し、最終案について検討、作成を行うものとする。

2 また、受注者は災害対策基本法第42条第5項の兵庫県への報告の際に用いるための従前の計画との変更点を明示した「新旧対照表」を作成するものとする。

第28条 業務報告書作成

前条までの各作業について、業務報告書としてとりまとめを行うものとする。

第29条 打合せ協議

打合せ協議は、原則として本業務着手時、中間時、完了時に行うものとするが、業務の進捗状況に合わせて適宜実施するものとする。また、本業務の円滑な進捗を図るため、受注者は必要に応じて、

メール等により発注者と密接に連携しつつ、本業務を遂行するものとする。受注者は、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第4章 成果品

第30条 成果品

本業務において納入する成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 地域防災計画 | 100部 |
| (2) 地域防災計画 原稿データ (Word、PDF) | 1 式 |
| (3) 業務報告書 | 1 部 |
| (4) 報告書データ (CD-R) | 1 式 |
| (5) その他発注者が必要と認める成果品 | 1 式 |